

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|-------------------|-----------|-----------|
| 八百津町 | 八百津地区(八百津集落・錦織集落) | 令和3年3月29日 | 令和元年8月27日 |

1 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|---------|
| ①地区内の耕地面積 | 99.9 ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 68.2 ha |
| ③アンケート回答者の内、地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計 | 30.6 ha |
| うち後継者について未定の農業者の耕作面積の合計 | 9.0 ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 1.8 ha |
| (備考) | |

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・人なり収入なりを支援するシステムが十分に浸透しない中で、農地の引き受け手を探すことは現実に厳しい。
- ・若い世代は「米は買えばいい」という考え方が多く、担い手が出てこない。後継者不足の解消が困難。
- ・農業機械等の購入が負担である。積極的な支援が必要。
- ・農業の引き受け手が少ないため、貸し手よりも借り手の立場が強くなっている。
- ・客足のある直売所が近くにあれば農家の意欲向上に繋がる。現状の出荷先は、手数料が高い上に遠い。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

八百津集落の水田利用は中心経営体である1経営者が、農地利用は1法人が担う。
このほか、認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

錦織集落の農地利用は、中心経営体である認定新規就農者1経営体が担っていく。
このほか、認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

| 属性 | 農業者 (氏名・名称) | 現状 | | 今後の農地の引受けの意向 | | |
|----|------------------------------|-------------|--------|--------------|--------|---------|
| | | 経営作目 | 経営面積 | 経営作目 | 経営面積 | 農業を営む範囲 |
| | (個人名のため非公開) | 水稲 | 0.5 ha | 水稲・野菜 | 2 ha | 八百津集落 |
| 認就 | (個人名のため非公開) | なす・里芋 ねぎ | 0.8 ha | なす・里芋 ねぎ | 0.8 ha | 錦織集落 |
| | 一般社団法人 中日本まちづくり ネットワーク | 野菜 | 1.2 ha | 野菜 | 1.5 ha | 八百津集落 |
| 計 | 3人 | | 2.5 ha | | 4.3 ha | |

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

【農地の貸付け等の意向】

貸付け等の意向が確認された農地は、336筆、12.6haとなっている。

【農地中間管理機構の活用方針】

入り作を希望する農業法人などがある場合に、農地中間管理機構を活用する。

【基盤整備への取組方針】

どの農地でも十分に水が使えるように、将来に向かって基盤整備を考えていく。

【新規・特産化作物の導入方針】

①酒米を特産品にできないか検討する。酒造会社がいくらで安定的に買い取ってくれるかなどの評価資料やモデルケースがあれば、興味を持つ人が出てくるはずである。

②地産地消の観点から特産品の導入も見込める。例えば売り物にならないナスを町内業者が引き取って加工販売している実例がある。「地元でとれたナスを使った商品」というストーリーがつけられ生産者と販売者の両者にメリットがある。

③当地区だけでなく、町全体で風土にあった作物を研究し、6次産業化を考えていきたい。

【鳥獣被害防止対策の取組方針】

町としては引き続き、鳥獣被害防止柵設置への補助金を支給していく見込み。
また、猟友会と連携し捕獲を推進していく。

【災害対策への取組方針】

今回の話し合いでは方針が決まらなかったため、今後更新していく予定。

【その他】

①人を呼び込むという点では、集落内の空き家を利用したモデルケースを作るのが効果的である。空き家の水回り等を整備し、自給作でいいので農業と定住をセットにするような受け皿づくりができるか検討。

②農福連携を視野に入れるために、近隣の事例を踏まえて仕組みづくりを進めていく。

③自給的農家も農業を守っていることを鑑み、これらの農家を守っていく仕組みづくりを検討。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。